

福岡県公報

平成23年9月9日
第3303号

目次

告示(第1499号-第1512号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○土地改良事業の工事の完了	(農村整備課) ……………	2
○保安林の所在場所等	(森林保全課) ……………	2
○保安林の所在場所等	(森林保全課) ……………	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	6
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課) ……………	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) ……………	7
○一般競争入札の実施	(税 務 課) ……………	8
○意見募集の結果の公示	(監視指導課) ……………	11
○平成22年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況	(総務事務センター) ……………	12

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………12

告 示

福岡県告示第1499号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人すまいる
- (2) 代表者の氏名
横溝 和彦
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市城島町西青木23番地
- (4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、介護を必要とする者に対して、福祉用具と住宅改修を通じて快適な生活に関する事業を行い、介護を必要とする人達の快適に生活できることに寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、介護を必要とする者に対して、福祉用具と住宅改修を通じて快適な生活に関する事業を行い、介護を必要とする人達の快適に生活できることと、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1500号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江字日渡700番1から700番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市波多江645-1
波多江 祝子 波多江 知宣

福岡県告示第1501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
柳川市	農業用排水施設整理事業 (蒲池・昭代地区)	平成19年3月29日	平成21年3月31日
柳川市	農業用排水施設整理事業 (三橋川北地区)	平成19年3月29日	平成21年3月31日
柳川市	農業用排水施設整理事業 (大和南部地区)	平成19年3月29日	平成21年3月31日

福岡県告示第1502号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字鈴原987、字岩瀬戸999、字馬子1007、字深ヶ迫1031
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1503号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市二丈鹿家字多々羅995（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1504号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字平原123の7、127の3、129、130、144、160、字アシサコ287の1、288の1、307の1、307の2、307の4、309、314、326、364、365、371、372、378、379の3、383、字ゴウラ398、401、410、412、511の7、519の1、字タタラ531の2、572、579、581、585、587、589、595の1、596、字エノキタニ757から760まで、893の1、910の7、923の1、923の2、字キシタカ931、932、955、956、962、1016の1、1016の2、1031の11、1031の44、字サコ1032の11、1039、1057の1、1057の2、1059、1176、1193、1233、1239、1240、字荒谷1249の1、1262、1271、1320、1487、1494、1496、1499の3、1500、1502、1510、1532、1540、1575、1585、1587、1590、字ウトウラ1777の15、1798の1、字ヒノタニ1875、1897の4、1906、1954、1967、1992の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1505号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字カゴノ元5530、5534の4から5534の6まで、5536、5537の4、字中女鹿野5711、字壺畝町5749、5768、5769、5778、字女鹿ノ水口5780、5784、5786、5794の2、5797から5799まで、字上女鹿野5801、5803、5806、5871、5872、5874、字今村鶴上5933の1、5934の2、字杉ノ下6184の1、字上ノ尾6404、6409、6411、6418、字御谷6510の2、6511、字鯛生次郎7896

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1506号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市中益字狸穴937、943から945まで、947、字エビシロ948、969の1、973の1、973の2、974の1、975、976、字柳迫982の1、986、字姥ヶ迫993、1015、1017の1、字中尾1140、字杉迫1153から1155まで、1158

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1507号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字大岩2245、2246の1、2246の2、字奥ノ丸2856、2869、2870、2871の2、2871の3、字石堂3177の2、3178の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字廣蔵48の2、50の2、129の2、字眞竹174、209、字黒松835の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1509号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字山口555の1、554の1・556の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1510号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町久木原字小淵平140の1、140の2、143の2、字宮ノ本252、253の1から253の4まで、258、259の1、259の2、266の1、266の2、270、271、字銅山661、662、673の1、673の2、674、675の1、675の2、677の1、677の3、680、681の1、681の2、685の2、689の1、689の2、691、694、697、699から701まで、710の1から710の5まで、720の1、720の6から720の8まで、720の10、720の11、721の1、721の2、722、725、747、字浦谷2253の2、2253の3、字椎平2263、2306、2311

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1511号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榊田字獨活266、267、336の1、336の5、339の1、字獨活道279、287の1、288

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1512号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町下横山字向山1493の1、1493の2、1499の1、1499の3、1499の4、1503の2、1503の4、1503の5、1506の1、1506の3、1506の5、1514、1517、1530、1533の2、1534の1、1536、1540の1から1540の6まで、字小谷1569の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則（昭和39年福岡県規則第18号）及び福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和48年福岡県規則第17号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c02/shizen-kisokukaisei23.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、国（環境省）において意見公募手続を実施して行われた自然公園法

施行規則（昭和32年厚生省令第41号）及び自然環境保全法施行規則（昭和48年総理府令第62号）の改正により国立公園等について講じられた行為規制の追加等の措置と同様の改正を行うものであり、国の機関が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の規則を定めるものに該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成23年8月31日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

税務システム用プリンタの賃貸借一式（保守を含む。）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成23年9月28日（水）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

税務システム用プリンタの賃貸借一式（保守を含む。）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県総務部税務課、各県税事務所（12か所）及び各分室（4か所）計17か所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、平成23年9月28日（水）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年10月19日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業 種 名	等級
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総

セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟8階

電話番号 092-643-3068（ダイヤルイン）

電子メール zeisys@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成23年9月9日（金）から平成23年9月28日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成23年9月20日（火） 午前10時30分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 地下1階 行政9号会議室

11 入札参加申請書の提出

入札を希望する者は、平成23年10月3日（月）午後5時00分までに、入札参加申請書を5の部局に提出しなければならない。

12 入札参加確認結果の通知

県は、入札参加申請書を提出した者に対し、平成23年10月11日（火）までに、入札参加確認結果通知書を交付する。

13 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成23年10月19日（水）午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、Eメールその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格及び保守経費のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月20日開封《税務システム用プリンタの賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「10月20日開封《税務システム用プリンタの賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行する

ことができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

14 開札

(1) 日時

平成23年10月20日（木）午前10時30分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 地下1階 行政14号会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成23年10月14日（金）午後4時00分までに、5の部局へ「保証金等納付書」を添えて納付又は提供すること。

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法

人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、14の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記15の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

19 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease Contract of the Printer for Prefecture Tax System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 19 October ,2011

(5) Contact Point for Notice

Tax Affairs Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen , Hakataku,
Fukuoka City, 812-8577

Japan

TEL 092-643-3068

公告

「福岡県産業廃棄物処理に係る不利益処分の基準に関する要綱」の一部を改正する案

について、平成23年6月15日から平成23年7月15日までの間、御意見を募集しました。
その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり改正し平成23年8月17日施行しました。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部監視指導課

電話：092-643-3395

メールアドレス：kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成22年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から報告がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成23年9月9日

福岡県知事 小川 洋

1 建物共済事業

分担金その他収入 2,538,529,271円

災害共済金その他支出 1,917,873,330円

正味財産 4,489,218,609円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入 1,083,684,997円

災害共済金その他支出 739,571,444円

正味財産 416,705,718円

監査委員

監査公表第5号

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局106機関について実施した定期監査結果の報告（平成22年11月15日22監一第311号）に基づき、措置

を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年9月9日

福岡県監査委員 小 申 正 伸

同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰

同 原 竹 岩 海

23行経第695号
平成23年7月4日

福岡県 監査委員 小串正伸 殿
同 進谷庸助 殿
同 伊藤龍峰 殿
福岡県監査委員職務執行者 日野喜美男 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年11月15日22監一第311号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
消防防災課	保安講習受講料において、消印が漏れている。 (15件 70,500円)	指摘された消印漏れについては、消印処置を講じた。今後、担当者以外の職員が領収証紙の消印状況を再点検する等チェック体制を強化し再発防止に努める。
児童家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導計画を作成するなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて16193,340円増加している。（1件）	今年度から、滞納防止策として、償還が始まる債務者に対し、電話等による状況把握と償還計画の確認を行うなど、初期段階からきめ細やかな償還指導を行うとともに、償還対策強化期間の中で電話や訪問による夜間督促を実施するなど、より一層の強化を図っているところである。さらに、平成21年度から、過年度分で債権回収が困難なものについては債権回収会社に委託しており、引き続き収入未済の解消に努める。
中小企業経営金融課	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金（元金）において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導を行うなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて51,604,724円増加している。（1件）	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額は操業中の延滞先が一部償還を行っているものの約定償還額に満たないため前年度に比べて増加したものである。 これらに対しては、中小企業育成の観点から事業再建を最大限に考慮しながら償還額の増額を図る。 あわせて、延滞先の償還額や償還期間の変更不要の制度の弾力的な運用を国に要望するとともに、その他の延滞先に対しても引き続き回収と債権管理を適正に行い、収入未済の解消に努める。
健康増進課	食糧費の資金前渡において、精算書が作成されていない。（2件 12,000円）	精算書を直ちに作成した。職員に対し、財務会計事務の基本について周知徹底を図り、再発防止に努める。
水産局水産振興課	漁港整備工事において、捨石均しの施工単価を誤ったため、455,066円が積算過大となっている。（1件）	工事設計積算において、積算実務の副担当者を設け工事積算チェックシート（新様式）に基づき担当・副担当者が確認を行い、さらに係長・参事が積算が適正かの審査を行うようチェック方法及び体制を改め誤積算防止の徹底に努めている。

22教財第414号
平成22年12月1日

福岡県監査委員

工藤 壽文 殿
進谷 庸助 殿
伊藤 龍峰 殿
日野 喜美男 殿

福岡県教育委員会教育長

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年11月15日22監一第311号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金について、奨学金相談員による督促訪問等、滞納者の状況に応じた個別の償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて206,379,552円増加している。（1件）	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、奨学金相談員による滞納世帯への訪問、面談によって、それぞれの生活状況を把握した上で、個別の返還指導や免除・猶予制度の周知徹底により、適切な手続きの指導を行い、個別対応の充実を図っている。 また、新たに関係市町村に対して、返還率向上等に向けた制度理解のための説明会を実施した。今後も、債権の回収及び新規滞納の防止に向けて、より一層の努力をしていく。